### 社会福祉法人 東村社会福祉協議会

# 役員等の報酬等に関する規程

# 社会福祉法人 東村社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

- 平成29年 6月28日 制定
- 平成30年 6月26日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東村社会福祉協議会(以下「本会」という。)定 款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める ものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

- 第3条 役員等が、その職務のため理事会及び評議員会に出席したときは、報酬とし て日額3,000円を支給する。
- 2 本会の会長には、次のとおり報酬を支給する。
- (1) 会長報酬 月額40,000円
- 3 監事が監査を行った場合は、次のとおり報酬を支給する。
- (1) 監查報酬 日額5,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため理事会出席以外で職務を行った場合は、別に定め る旅費規程に基づき、旅費を支弁する。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める 報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

#### 第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月28日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日に遡り適用する。

## 社会福祉法人 東村社会福祉協議会

# 評議員の報酬等に関する規程

# 社会福祉法人 東村社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

平成29年 6月28日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東村社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定 款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるも のである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会出席以外で職務を行った場合は、別に定 める旅費規程に基づき、旅費を支弁する。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金 融機関口座に振込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報 酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月28日に制定し、平成29年4月1日から施行する。